

= 研修・講習会 =

自動車整備主任者(法令)研修のご案内について

標記研修が下記により実施されます。研修会の通知は、郵送にて各事業場へ発送いたしますので、必ず受講されますようお願いいたします。

研修対象者は、**各事業場で選任されている全ての整備主任者が対象**

- ・但し、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、令和2年度自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者。

※本研修を受講することにより「電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習」の学科講習は免除されます。（実習講習・試問は必要）

1. 研修会場

- ・（一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂
- ・富士吉田市民会館（富士吉田市）

2. 研修費用

- ・3,600円（資料代込み）

研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。

なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。ただし、**同時間に複数での受講の場合は各自1セットになります**のでご注意ください。

よって、1事業場で別時間に個々に分かれて受講される場合、資料を持参すれば研修費は2,100円となります。

- ・研修資料は、国土交通省及び関東運輸局のホームページから印刷したものを、持参して利用することもできます。

ホームページからダウンロード、印刷し持参する場合

- ① 全国共通教材（国土交通省）
「令和2年度版最近改正された法令・通達集（整備事業編）」
- ② 地域教材（関東運輸局自動車技術安全部）
「令和2年度版整備主任者業務の手引き」

※関東運輸局ホームページに掲載

【http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibishuninsha/index.html】

注意：研修資料は①、②両方必要です。

- 【使用テキスト】
- ・令和2年度版 最近改正された法令・通達集
 - ・令和2年度版 整備主任者業務の手引き

3. 研修証明

研修修了の証明を行いますので、自動車整備技能者手帳を必ず提出して下さい。

4. 日程表

月 日	受付・研修時間	該 当 支 部
11月10日(火)	午前の部	甲府東①(認証:8-19~8-1144)
	午後の部	甲府東②(認証:8-1150~8-1449)、東八②(認証:8-1170~8-1437)
11月13日(金)	午前の部	甲府西①(認証:8-2~認証:8-1224)
	午後の部	甲府西②(認証:8-1233~8-1419)、南巨摩北
11月16日(月)	午前の部	甲府南①(認証:8-14~8-1089)
	午後の部	甲府南②(認証:8-1091~8-1435)、塩山
11月17日(火)	午前の部	甲府北
	午後の部	韮崎
11月18日(水)	午前の部	市川、南巨摩南
	午後の部	南アルプス南
★11月25日(水)	午前の部	岳麓①(認証:8-70~8-852)
	午後の部	岳麓②(認証:8-860~8-1450)
11月26日(木)	午前の部	南アルプス北
	午後の部	東八①(認証:8-12~8-1169)
12月 7日(月)	午前の部	都留、その他
	午後の部	峡北、大月
12月14日(月)	午後の部	日下部、上野原

★：11月25日(水)の会場は富士吉田市民会館となりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受講人数を制限しておりますのでご協力をお願い致します。

◇ 時間割 【午前の部】受付 9:00~ 9:30 研修 9:30~12:10
 【午後の部】受付 13:00~13:30 研修 13:30~16:10

【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

- ・受講時にマスクの着用をお願いします。
- ・会場に入るときは、設置してある消毒液で消毒をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願いします。

令和２年度第２回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 11月16日（月）～ 11月30日（月）
2. 教習日程 事前説明会 令和3年1月 8日（金） 15：00～
 教習 令和3年1月15日（金）、18日（月）、19日（火）、20日（水）
3. 教習時間 9：00～17：00まで
4. 試問日 令和3年2月2日（火）
5. 教習受講資格
 「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であつて、次の各号の一に該当する者。
 - （1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
 - （2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
 - （3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者 なお、直近の整備主任者研修（令和2年11月実施、P10ページ参照）を受講していること
 - （4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者
6. 教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
7. 申請書類 （1）申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口を用意します。）
 振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
 （2）写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
 （3）はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 （4）自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
 （5）一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類
8. 資料代 21,000円
 ※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
 ※令和元年度第1回、2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
 ※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催致します。

試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 11月16日(月)～11月30日(月)
2. 日 程 令和3年1月27日(水)、29日(金)、2月1日(月)
3. 講習時間 9:00～17:00
4. 講習場所 (一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
6. 受講料 9,500円

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可取得のための研修会について

平成23年9月以降、車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務について、事業者が有償運送許可を得るために必要な研修会を受講し、管轄する運輸支局に申請することにより、地域、期間を限定した上で有償にて行うことが可能となります。

これに伴い、下記のとおり研修会を開催致しますので、受講及び許可申請を希望される事業者の方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

なお、定員を100名としますので、定員となり次第締め切りますので、ご理解をよろしくお願い致します。

1. 開催日時 12月23日(水) 受付時間:12:30～13:00
研修時間:13:00～18:00
2. 開催場所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
3. 受講対象者 自家用の車積載車を保有し、有償運送許可を受けようとする事業者の責任者1名
※ 複数店舗ある事業者において責任者1名の受講で複数台の申請が可能ですが、必ず社内研修を行って下さい。
4. 費用 研修費 5,100円(税込)
テキスト代 500円(税込)
5. 持参品 ①研修費
②車積載車の自動車検査証コピー
使用者(所有者)の住所が許可を受けようとする事業者と同一であること。
車検証が旧住所(市町村合併も含む)や旧社名の場合は、記載変更を行って下さい。県外ナンバーは申請できません。

③車積載車の任意保険証コピー

損害賠償責任保険契約または損害賠償責任共済保険を締結していること。

任意保険 対人保険 1名当たりの補償額 無制限

④印鑑（法人の場合は代表者印、個人の場合は認印、シャチハタは不可）

⑤筆記用具

6. 受講申込方法 下記の有償運送許可取得のための研修会申込書に必要事項を記載の上、
11月30日（月）までにFAXにてお申し込みください。

※ 平成30年度以降に許可を受けた事業者におかれましては、許可証の有効期間が
3年間となっておりますので、今回の研修を受講する必要はありません。
許可証の有効期間をご確認下さい。

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可取得のための研修会申込書

12月23日（水）

受付時間：12：30～13：00

研修時間：13：00～18：00

認証番号	8 -
事業者名	
代表者名	
(ふりがな) 受講者名	

受講者が変更になる場合は、事前にご連絡を下さい。

自動車整備主任者(技術)研修のご案内について

標記研修を次のとおり実施します。該当事業場には事前に通知しますので、必ず受講されますようお願いいたします。

研修対象者は、**各事業場で選任されている整備主任者(1事業場1名以上)**

1. 研修時間 受付 9 : 0 0 ～ 9 : 3 0
 研修 9 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0
2. 研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
3. 担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 学科：新機構・新装置
 実習：電気配線図を活用する診断技術（シャシ・ボデー系統）
5. 受講料 6, 9 5 0 円（テキスト代含む）
 【使用テキスト】
 - ・令和2年度版 自動車整備新技術（学科研修用）
 - ・令和2年度版 自動車整備新技術（実習研修用）

【新型コロナウイルス感染防止対策のお願い】

- ・受講時にマスクの着用をお願いします。
- ・会場に入るときは、設置してある消毒液で消毒をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願いします。

※日程につきましては、次表を参照して下さい。

回数	月日	曜日	該当支部	受講 予定 人数 (実績)	学科（小型）	実習（小型）	学科（大型）
1	9月10日	木	岳麓①	46 (42)	スズキ	スズキ	UDトラックス
2	9月17日	木	岳麓② 大月	46 (39)	トヨタ	トヨタ	日野
3	9月24日	木	峡北 南アルプス北	41 (34)	日産	日産	いすゞ
4	10月 8日	木	塩山 南巨摩北	39 (29)	マツダ	マツダ	UDトラックス
5	10月15日	木	南アルプス南 南巨摩南	40 (29)	日産	日産	三菱ふそう
6	10月22日	木	都留 上野原	41 (47)	トヨタ	トヨタ	日野
7	12月 3日	木	甲府東 市川	63	三菱	三菱	いすゞ
8	12月10日	木	甲府南	46	ホンダ	ホンダ	三菱ふそう
9	12月17日	木	甲府西	47	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
10	12月24日	木	甲府北 韮崎	56	ホンダ	ホンダ	日野
11	1月14日	木	二輪	15	二輪	二輪	
12	1月21日	木	東八①	51	スバル	スバル	いすゞ
13	2月 4日	木	東八② 日下部	51	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
14	2月18日	木	その他	8	ダイハツ	ダイハツ	日野

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記のとおり開催しますのでご案内します。

1. 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
11月30日（月）	11月9日（月）～11月20日（金）
12月2日（水）	11月16日（月）～11月27日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

2. 時間割

① 実習及び学科受講者

	受付時間	講習時間
実 習	9：00～9：30	9：30～12：30
学 科	13：30～14：00	14：00～15：00
試 問	15：00～15：30	15：30～16：00
合格発表	16：30～	

② 試問のみの方（学科及び実習受講済みの方）

受 付	10：00～10：15
試問に関する注意事項	10：15～10：30
試 問	10：30～11：00
合格発表	11：30～

3. 会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

4. 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官 山梨県自動車整備振興会技術講習所講師

5. 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

6. 定 員 ①実習及び学科受講者

実習 25名 学科及び試問 49名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

②試問のみの方(学科及び実習受講済みの方)

試問 98名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

7. 受 講 料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

8. 申請書類

(1) 受講申請書 1枚

(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

(3) 写真2枚(縦4cm、横3cm)

(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳

(5) 実習受講済みの方は、実習受講証

(6) 実習を受講する方は、実習申込書

(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳(学科(検査員研修等)を受講済みであることを証明するため)

9. 持 ち 物

(1) 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル)

(2) 消しゴム

(3) マーカーペン

(4) お持ちの方は令和2年度自動車検査員研修資料又は電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)

ウインチ運転者特別講習会について

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げウインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

1. 受付期間 12月18日（金）まで
2. 講習日時 令和3年1月7日（木）9：30～17：00 （受付9：00～）
3. 講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター
4. 担当講師 巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育指導員講習を受講済みの教育課職員
5. 受講対象者 事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、**車積載車のウインチ操作を行う方**
6. 募集定員 49名（定員になり次第締切とします）
7. 受講料 5,300円（テキスト代含む）

ウインチ運転者特別教育受講申請書

令和3年1月7日（木）

受付時間：9：00～9：30

研修時間：9：30～17：00

認証番号	8 -
事業者名	
(ふりがな) 受講者名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成
車積載車 登録番号	

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の報告について

標記講習会は、10月2日（金）、9日（金）、21日（水）の3日間に振興会研修センターにて専任講師により実習講習を69名の受講者で実施しました。

また、山梨運輸支局により学科講習・試問が実施され、206名が標記講習を修了しました。



技術講習所開講式が開催されました

第136期技術講習所開講式が10月13日（火）9：00より開催されました。

内藤教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程9名、3級自動車ガソリンエンジン課程25名、計34名が3月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生34名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思います。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。



令和2年度第1回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、10月4日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。
申請者数、受験者数は次のとおりでした。

種 目	申 請 者	受 験 者
二級ガソリン	23	23
二級ジーゼル	1	1
三級 シャシ	1	1
三級ガソリン	30	29
三級ジーゼル	1	1
合 計	56	55

低圧電気取扱特別講習会の報告について

標記講習会は、10月6日（火）振興会研修センターにて6名の受講者にて開催しました。
本講習内容を再確認し、安全第一を常に心がけ、今後の作業を行われるようお願いします。



= 業界情報 =

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.106

【内容】 オイル交換後、エンジンが焼き付き走行不能になった

・車名：軽自動車 ・登録年月：平成18年 ・走行距離：97,000km
令和元年7月、中古車販売店（S店）から中古車を購入。

8月16日、自動車用品店（O社）でETC取り付けを依頼した際、同時に無料の安全点検（日常点検相当）も実施してもらった。点検の結果、担当作業員から「オイルレベルゲージにエンジンオイルの付着が無く、オイルメンテナンスが悪い状態」であることを指摘され、「オ